

(第三面)

この(第三面)は、事務所ごとに記入する。

・更新・免許換えのみ記入(新規は記入不要)し、右詰めで記入する。

新潟県知事(5)第4567号の場合
新潟県の免許権者番号→15

1	5	(5)			4	5	6	7
---	---	-----	--	--	---	---	---	---

項番30

- ①「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入する。
- ②「事務所の名称」の欄は、主たる事務所の場合は「本店」、従たる事務所の場合は、「〇〇支店、△△営業所、□□支社」等と記入する。

項番31

- ①「所在地市区町村コード」は「市区町村コード表」を参照して記入する。
- ②「所在地」の欄は、都道府県、市郡区、区町村を段外に記載し、下段の枠内には市区町村以下を記入する。この場合、丁目、番地、号は「—(ダッシュ)」で区切り、上段から左詰めで記入する。
- ③「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ「—(ダッシュ)」で区切り、左詰めで記入する。
- ④「従事する者の数」の欄は、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な業務に従事する者も含め右詰めで記入すること。

なお、宅地建物取引業と他の事業を兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入する。また、添付書類(3)「専任の宅地建物取引士設置証明書」及び添付書類(8)「宅地建物取引業に従事する者の名簿」と一致すること。

項番32

本店で代表者が常勤できず、他の者に契約締結権限を委任している場合は、その者について記載する。従たる事務所の留意事項(項番32以降)を参照する。

項番41

項番12の②以降と同じ

専任の宅地建物取引士が(第三面)に書ききれない場合は(第四面)に記載する。

(第三面) の追加

「主たる事務所」の他に「従たる事務所」がある場合は、同じ様式で別途作成し、「本店」の次に添付する。

項番 3 1

記載方法は (第三面) を参照する。

項番 3 2

「政令第 2 条の 2 で定める使用人」は契約締結権限を有しなければならないため、社内規則で委任されている場合は、当該規則の委任にかかる部分を添付し、その他の場合は下記のような委任状を添付する。

(参考)

「政令第 2 条の 2 で定める使用人」とは、事務所の代表者として契約締結権限を有する者で、単なる社員、従業者のことではない。

また、契約締結権限を有する使用人とは、支店における支店長または支配人に相当する者で、この権限を有する者が常時勤務することが要件となっている。

A 4
委 任 状
〇〇 〇〇 殿
貴殿に当社△△支店の宅地建物取引業に係る契約締結に関し、一切の権限を委任します。
□□□株式会社
代表取締役 ◇ ◇ ◇ ◇

チェックポイント

- 正当な委任を受けた政令使用人の記載となっていないなければならない。委任者、受任者、支店名に誤りがないかを確認する。